

## 大阪府北部を震源とする地震にかかる「震災相談窓口」を設置

～預金や融資に関するご相談窓口として～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、災害救助法適用地域の被災された方の復旧支援を迅速に行うため、預金や融資に関するご相談窓口として「震災相談窓口」を設置します。

### 記

#### 1. 預金などの取り扱いについて

- (1) 預金の通帳・証書・印章などをなくされた場合のお支払い等の手続き
- (2) 定期預金、定期積金等の期限前払い出しなど
- (3) 支払期日が経過した手形の取り立てが必要な場合のご相談
- (4) 手形の不渡り処分や、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等のご相談
- (5) 損傷した紙幣・貨幣についてのご相談

#### 2. 融資に関するご相談

##### (1) 事業性資金のご相談

地震災害の復旧、応急資金などのご融資や、借入金の返済条件の変更など

##### (2) 住宅ローンのご相談

借入金の返済条件の変更など

以上